

浜小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

平成 29 年 3 月 31 日改定

平成 30 年 2 月 28 日改定

国のいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、平成 29 年 3 月 14 日に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び平成 29 年 10 月に改定された「横浜市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめを生まない風土、いじめを許さない人権感覚、豊かな人間関係を育む学校を目指して、浜小学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等の基本的な方向、取組内容等を「浜小学校いじめ防止基本方針」として定めます。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。児童が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

児童は人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指し、伸び伸びと生活することができます。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。児童にとっていじめはその健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとなります。

浜小学校では、児童一人ひとりをかけがえのない存在として全教職員がきめ細やかにかかわりながら、いじめを生まない環境をつくり、学校教育目標「相手の考えや気持ちを大切にし、互いに高め合う浜の子」の実現を目指す様々な教育活動を通して、児童により確かな人権感覚（知識や判断、行動も含む）を養います。また、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域、児童がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互的に協力しながら進め、法により規定されたいじめ防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指します。

2 「浜小いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

(1) 委員会の構成員

「浜小いじめ防止対策委員会」を設置します。

構成員は、管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭とします。必要に応

じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(2) 委員会の運営

- ・「浜小いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回、定期的に委員会を開催します。ただし、いじめの疑いがあった場合、その段階で直ちに「いじめ対策委員会」を開催します。
- ・開催にあたっては児童支援専任教諭が中心となり委員会を運営します。
- ・「浜小いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担います。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・「浜小いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・浜小学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・浜小学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・浜小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と浜小学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行・検証）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの未然防止への取組

- ア 学校風土づくり（相手を思いやる、互いに認め合う、互いに支え合う関係づくり）
- ・「あたりまえのことを大切にすること」に学校全体で継続して取り組みます。
 - ・児童が、読み聞かせボランティア、見守り隊等の保護者や地域の皆さんとかかわる場面や活動を大切にします。
- イ 授業改善（分かる授業、学び合える授業）
- ・体験する場、考える場、伝え合う場等を地域の材を用いる学習、少人数による学習、

複数の教師による学習等を通して大切にします。

- ・相手の考えや気持ちを大切に作る想像力を育てるために、読書に親しむ機会を増やすとともに図書館の機能、環境を充実します。

ウ 適切な人間関係の確立（認め合い、高め合う集団づくり）

- ・たてわり活動等の異学年とかかわる活動を大切にします。
- ・宿泊体験学習、フェスティバル、運動会等の児童が創ることに本気になる活動において、ねらいに向かってよりよいものを目指すこと、望ましい人間関係を築くための問題解決を通して児童どうしがかかわる時間、場を設けます。

エ 自己有用感の醸成（自分に自信をもつ、人の役に立った感覚）

- ・たてわり活動、ペア学年の取組等で認められているという思いを抱く活動や場面を大切にします。

(2) いじめの早期発見

ア いじめを見逃さないための体制強化

- ・生活当番の朝の門での挨拶運動、校庭での見守り、朝の呼名による出席確認及び健康観察などの場を通して児童の表情や様子の変化をとらえます。
- ・学年合同の授業、授業交換を行うことを通し多様な視点で児童の状況を把握するとともに、学年担任、養護教諭、専科担当が把握した児童の状況を共有します。
- ・学校生活に関するアンケートを計画的に実施し、いじめを発見する機会とします。
- ・保護者との面談を年2回実施し、いじめを発見する機会とします。

イ 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーの訪問日を学校だよりで保護者に伝えて、いじめ等の悩みを相談できる機会とします。
- ・児童支援専任教諭や養護教諭等の特別支援教育コーディネーターが、子供並びに保護者の相談窓口であること、毎月の相談日等を設けることを学校だよりで広報します。

(3) いじめに対する措置

ア 児童、保護者との信頼関係の確立

- ・学校生活に関するアンケートを用いて児童理解を図り、日々の学習や生活の中で児童と話し合える関係づくりに努めます。
- ・保護者面談等を通して保護者と児童の実態や課題、問題、指導の方向等を共有します。

イ 関係機関との連携強化

- ・問題が発生した場合には、市教委や医療機関等の関連機関との連絡・報告を密に行い、適切かつ迅速、組織的な対応を図ります。

(4) いじめの解消

いじめ解消の要件は少なくとも次の二つが満たされている必要があるととらえます。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身に苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修等の実施

- ・関係機関との連携を図り、児童一人ひとりの課題やそれに寄り添う方策等について、教職員が学ぶ機会を積極的に設定します。
- ・児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を行います。(児童理解研修の推進)
- ・専門家による児童理解研修を実施して新たな視点に気づき広げるとともに児童の思考の流れを大切に授業の在り方を学びます。
- ・中学校ブロックで児童理解等の研修を実施して多様な視点と具体的な指導、支援の方策を学びます。
- ・法の確実な運用を行うための研修を行います。

(6) まちとともにあゆむ学校づくり懇話会等の活用

まちとともにあゆむ学校づくり懇話会や学校教育説明会、学校教育報告会等の機会を活用して、いじめの問題など学校が抱える課題を説明し、保護者、地域ぐるみで解決していく意識の向上や見守りの体制の強化を推進します。

(7) 取組の年間計画

月	内 容
4	・「いじめ防止基本方針」の教職員の共通理解、学校 HP 等で公表 ・学級開きを通じた人間関係づくり ・家庭訪問で保護者と児童の状況について共有
5	・運動会、たてわり活動を通じた人間関係づくりに取組 ・学校教育説明会で「いじめ防止基本方針」について説明
6	・学校生活に関するアンケート（*Y-P アセスメント）実施 ・アンケート結果に基づく児童理解、必要に応じて教育相談、面談等の実施 ・「まちとともに歩む学校づくり懇話会」で、基本方針等を報告
7	・保護者面談にて、児童の状況について保護者と共有 ・人権教育、特別支援教育研修会実施 ・地域行事で地域の方と児童の状況について共有
8	・児童理解等研修会実施
9	・横浜子ども会議で話題を朝会等で報告、各学級の取組について話し合い ・学習・生活振り返り（自己評価）実施、児童の成長、課題の把握、支援・指導
10	・宿泊体験学習、校外学習等を通じた人間関係づくり
11	フェスティバルの活動を通じた人間関係づくり ・児童理解研修会実施
12	・保護者面談を実施し児童の状況について保護者と共有 ・児童会活動として人権週間の企画・運営
1	・学校生活に関するアンケート（*Y-P アセスメント）実施 ・アンケート結果に基づく児童理解、必要に応じて教育相談、面談等の実施
2	・ネット安全教室等を通して、インターネットによるいじめ等の問題及び対応の学習 ・幼保小の交流を通じた人間関係づくり

	・学校教育報告会、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」で、成果と課題等の報告
3	・学習・生活振り返り（自己評価）実施、児童の成長、課題の把握、支援・指導 ・いじめ防止基本方針の見直し

※：Y-P アセスメント：平成20年4月に、子どもの社会的スキルの育成状況を把握し、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用していくことができるように市教育委員会で開発されました。

4 重大事態への対処

(1) 重大事案の定義

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

※児童が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、などが想定されます。

(2) 発生の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- ・「いじめ防止対策委員会」は迅速に対処・調査を実施し、その結果を教育委員会に報告します。
- ・必要に応じ、警察や児童相談所等との外部機関と連携し、児童・家庭の支援を行います。
- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。（PDCA サイクル）

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じることとします。

※参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

(2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）